

偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳(証書)、インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し被害への対応



不正な払戻し被害にあった場合の補償概要について教えてください



当金庫では、キャッシュカードの偽造・盗難、通帳(証書)の盗難およびインターネットバンキングを利用した不正な取引等によってお客様の大切なご預金等が不正に引き出されることがないように対応しておりますが、万一、個人のお客様がこのような被害に遭われた場合には、原則として当金庫が補償させていただきます。

ただし、被害に遭われたお客様に「重大な過失」または「過失」(※)があるなどの場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分にご注意くださいますようお願いいたします。

また、お客様におかれましても、「キャッシュカードと暗証番号」「通帳(証書)と印鑑」「インターネットバンキング取引にかかるID・パスワード」などを厳重に管理していただくとともに、推測されやすい「暗証番号またはID・パスワード等」をご使用の場合は速やかに暗証番号等を変更してくださいますようお願いいたします。



預金等の不正な払戻し被害が発生したらどうすれば良いですか？



万一、キャッシュカードや通帳等を盗まれたり紛失したりした場合や預金通帳等に身に覚えがない取引が記録されているなどの場合には、ただちにお取引店舗にご連絡ください。

また、空き巣や車上盗難などの被害に遭われたときは、キャッシュカードや通帳(証書)、印鑑が盗まれていなくても、不正に使用されている場合がありますので、念のため当金庫にご連絡ください。

